

農作物にも特許

新品种に法的保護

農水省 国際条約加盟に準備

農業の世話をしなくて済む、害虫や病気に強い野菜、おこじい害をたくさつつけた果樹、長距離輸送にも耐えられる茎のしっかりした草花……など、すぐれた性質をもつて作物の開拓に期待が集まっているが、このよる新品种に工業製品並みの「特許」を認め、品種改良の努力に報い、という制度であるが、ことしから世界的に展開されようとしている。

農業や肥料で面積あたりの収穫量を多くし、耕地を広げて増産する

といふこれまでの方法が一九七〇年代に壁をあつかって以来、増産技術の本筋として、品種改良

が脚光をあびている。

ところが農作物の品種改良の作業は地味なもので、費用と時間がかかる。作物の種類によって異なるが開発には平均十年。おまけに、せうかく作られた品種を作つても、法的保護は加えられないと、開発した人の努力は報われない。

そこで、うまみのない新品种の育成はこれまで農業試験場など公共機関が開発の中心。人も金も費して集めたのがかつた。だが、優れた品種を作れば十五年以上は権利が保護されるとなれる。新品种の保護に関する国際条約は、民間企業による品種改良事業も活発化する。最近まで日本産の新品种が海外で利用されるケースも増えており、そついた種や苗に

二十年ほど前に欧州有力国を中心とし、「新植物新品种の保護に関する国際条約」(CIPOM条約)として制定されたが、現在はイギリス、オランダ、スイス、南アフリカなど加盟国はまだ十九ヵ国と小規

模。しかし、農業特許が十分商売にならぬなどこの判断が歐米の産業界に伝わり、それに目をつけた石油のシェル、農薬品のヂバガイーなど大資本がすでにこの品種改良分野に手をはじめている。この結果、八〇年代は各国で品種の賛同化が進む予想されている。

そのため日本でも、遅ればせながら昨秋、同条約に署名。国内的には種苗法改正、農林水産省に種苗課が新設して新品种保護の体制を整備。正式加盟準備を進めている。アメリカも近く加盟することになり、日本両国との動きをきつかけに中南米やアジアの諸国も追随しそうな情勢だ。

わが国でも種苗法の改正に遅れて新品种登録の出願申請が相次いでおり、肥料、農業マーケット、ビルマークなどさまざまな企業がこの分野に進出を始めている。新品种と認定されるまでは、葉

の形や花の色、開花期など七十一項目の審査が必要。その一を導入した審査法を検討してお

新種の「资格」を保護するための考案されている。

ため、農水省などはコンピュータによる電子の違いを明記している。